(別添2)

日雇派遣指針の概要

1 趣旨

- 〇 日雇派遣労働者(日々又は30日以内の期間を定めて 雇用される者)について、派遣元事業主及び派遣先が講 ずべき措置を定めたものである。
- 2 日雇派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置
- 派遣元事業主及び派遣先は、事前に就業条件を確認す る。
- 〇 労働者派遣契約、雇用契約の期間を長期化する。
- 労働者派遣契約の解除の際に、就業のあっせんや損害 賠償等の適切な措置を図る。
- 3 労働者派遣契約に定める就業条件の確保
- 派遣先の巡回、就業状況の報告等により労働者派遣契 約に定められた就業条件を確保する。
- 4 労働・社会保険の適用の促進
- 派遣元事業主は、労働・社会保険(日雇に関する保険を 含む。)の手続を適切に行う。
- 派遣元事業主は、派遣先に対し労働・社会保険の適用 状況を通知し、派遣先と日雇派遣労働者に未加入の場合 の理由の通知を行う。
- 5 日雇派遣労働者に対する就業条件等の明示
- 〇 労働基準法に定められた労働条件の明示を確実に行う。
- 労働者派遣法に定められた就業条件の明示を、モデル 就業条件明示書(日雇派遣・携帯メール用)の活用等によ り確実に行う。

6 教育訓練機会の確保

- 派遣元事業主は、職務の遂行のための教育訓練を派遣 就業前に実施する。
- 派遣元事業主は、職務を効率的に遂行するための教育 訓練を実施するよう努める。

7 関係法令等の関係者への周知

- 派遣元事業主は、派遣労働者登録用のホームページや 登録説明会で関係法令の周知を行う。また、文書の配布 等により、派遣先、日雇派遣労働者等の関係者に関係法 令の周知を行う。
- 派遣先は、文書の配布等により、派遣労働者、直接指 揮命令する者等の関係者に関係法令の周知を行う。

8 安全衛生に係る措置

- 雇入れ時の安全衛生教育、危険有害業務就業時の安 全衛生教育を確実に行う。
- 9 労働条件確保に係る措置
- 賃金の一部控除、労働時間の算定をはじめとして、労働 基準法等関係法令を遵守する。

10 情報の公開

- 派遣元事業主は、派遣料金、派遣労働者の賃金等の事業運営の状況に関する情報の公開を行う。
- 11 派遣元責任者及び派遣先責任者の連絡調整等
- 派遣元責任者及び派遣先責任者は、安全衛生等について連絡調整を行う。